

くらしの安心保険の解約時の保険料の取扱いの変更について（2009年4月実施）

2009年4月よりくらしの安心保険の解約時の保険料の取扱いを変更いたしました。なお、2009年4月以降の解約につきましては、ご契約期間の初日が2009年4月以降のご契約だけでなく、それ以前のご契約においても同様にお取扱いいたします。

対象となるご契約	改定項目	改定内容
すべてのご契約	事故発生後に解約（解除）される場合の保険料の取扱い	<p><保険料払込方法が年払の場合> 保険金をお支払いすべき事由が発生した後に、ご契約を解約される場合または日本興亜損保からご契約を解除させていただく場合、既にお払い込みいただいた保険料は返還しないこととしておりましたが、保険金をお支払いすべき事由の発生の有無にかかわらず、解約（解除）日からご契約期間末日までの期間に対応する保険料を返還させていただくことに改めました。</p> <p><保険料払込方法が月払の場合> 保険金をお支払いすべき事由が発生した後に、ご契約を解約される場合または日本興亜損保からご契約を解除させていただく場合で、ご契約期間末日までの保険料のお払込みが完了していないときは、その未払込保険料を一括してお払い込みいただくこととしておりましたが、保険金をお支払いすべき事由の発生の有無にかかわらず、解約（解除）日からご契約期間末日までの期間に対応する保険料と未払込保険料（年間でお払い込みいただく保険料から既にお払い込みいただいた保険料を差し引いた保険料）との差額を返還または請求させていただくことに改めました。</p>